

令和8年度小牧市障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下、「障害者優先調達推進法」という。）第9条に基づき、本市が行う物品及び役務の調達において、障害者就労施設等が提供する物品及び役務に対する受注機会の拡大を図り、もって障害者就労施設等で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

2 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、本市の全ての部署（指定管理を含む。）が発注する物品等及び役務（以下「物品等」という。）の調達について適用する。

なお、上記以外の委託については本調達方針の適用外とするものの、委託事業者に対しても物品等の調達にあたり障害者就労施設等からの調達に協力を得るよう努めるものとする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

本市において、調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

- (3) 障害者優先調達推進法の政令に定める事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）

① 障害者の雇用数が5人以上

② 障害者の雇用割合が従業員の20%以上

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

- (4) 障害者雇用促進法に定める在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）

4 調達の対象商品

本市において、重点的に調達を推進すべき物品等については、以下のとおりとする。

(1) 物品

- ・ 食品（菓子・パン等）
- ・ 印刷物類（封筒・リーフレット・チラシ等）
- ・ 普及、啓発用品類
- ・ その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ・ 資源回収作業
- ・ 施設、公園等の除草・清掃作業
- ・ 軽作業（袋詰め、封入、包装、ラベル貼り等）
- ・ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

5 障害者就労施設等が供給する物品等の調達の目標

令和8年度に本市が達成すべき優先調達の目標は、次のとおりとする。

優先調達の目標額 2,300万円以上

6 調達の推進方法

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が供給できる物品等については、適宜、情報収集を行い、各所属へ情報提供を行う。

(2) 障害者就労施設等の受注機会拡大のための措置

新たに物品を調達する場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

(3) 随意契約による調達

障害者就労支援施設等からの物品の調達に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。

(4) シルバー人材センターへの配慮

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づいて設置されたシルバー人材センターに十分配慮しながら、障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。

7 調達実績の公表

年度終了後、調達実績の概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。